

## 環境負荷低減事業活動実施計画の認定審査要領

制定 令和5年3月31日付け農園第1971号  
改正 令和7年12月1日付け農園第1150号

岐阜県環境負荷低減事業活動実施計画認定実施要領に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）の認定審査については、次のとおりとする。

- 農林漁業者より、窓口部署を経由して認定申請のあった実施計画は、担当課で受理する。窓口部署と担当課については、申請のあった実施計画の主たる業態に応じて以下のとおりとする。

申請のあった実施計画の主たる業態	担当課	窓口部署
耕種	農産園芸課	農林事務所農業振興課 (耕種担当)
畜産	畜産振興課	農林事務所農業振興課 (畜産担当)
水産	里川・水産振興課	里川・水産振興課
林業	森林経営課	農林事務所林業課

- 実施計画の認定申請があった場合、担当課は、実施計画の内容に応じて、関係課等に文書にて意見照会を行う。意見照会をかける先の関係課等は、実施計画の記載内容とともに、次の（1）～（3）に掲げる事項を考慮し、担当課が農政課（計画の主たる業態が耕種、畜産、水産の場合）または林政課（計画の主たる業態が林業の場合）と協議して決定する。
  - 「岐阜県みどりの食料システム推進計画」に掲げる関連施策を所管していること。
  - みどりのシステム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、農山漁村振興交付金等の環境負荷低減事業活動に関連する交付金事業等を所管していること。
  - その他の事情により関連性が高いと認められること。
- 担当課から意見照会を受けた関係課等は、意見照会のあった日から10日以内に実施計画の内容を確認し、意見の有無及び意見の内容を担当課に回答する。
- 申請者への意見があった場合において、担当課は意見の内容を取りまとめ、窓口部署を通じて申請者に確認する。

- 5 申請者への確認後、担当課は、申請者の当該意見への対応についてとりまとめ、再度、関係課等に意見照会を行う。
- 6 申請者が意見に対応した後、担当課の所管部長の承認を得て、実施計画を認定する。
- 7 実施計画の認定通知書及び不認定通知書は、窓口部署を経由して申請者に送付する。また、市町村への通知も同様とする。
- 8 申請のあった実施計画の主たる業態が畜産、水産、林業であった場合、当該計画の認定について、担当課から申請書、実施計画および通知の写しとともに、農産園芸課に報告するものとする。
- 9 実施計画の変更認定審査及び実施計画の認定取消にかかる審査についても、上記1から8までの認定審査の手続と同様とする。
- 10 その他の実施計画の認定審査に関し必要な事項は、農政部長が定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、令和5年4月3日から適用する。

#### 附 則 令和7年12月1日 農園第1150号

この要領は、令和7年12月1日から適用する。